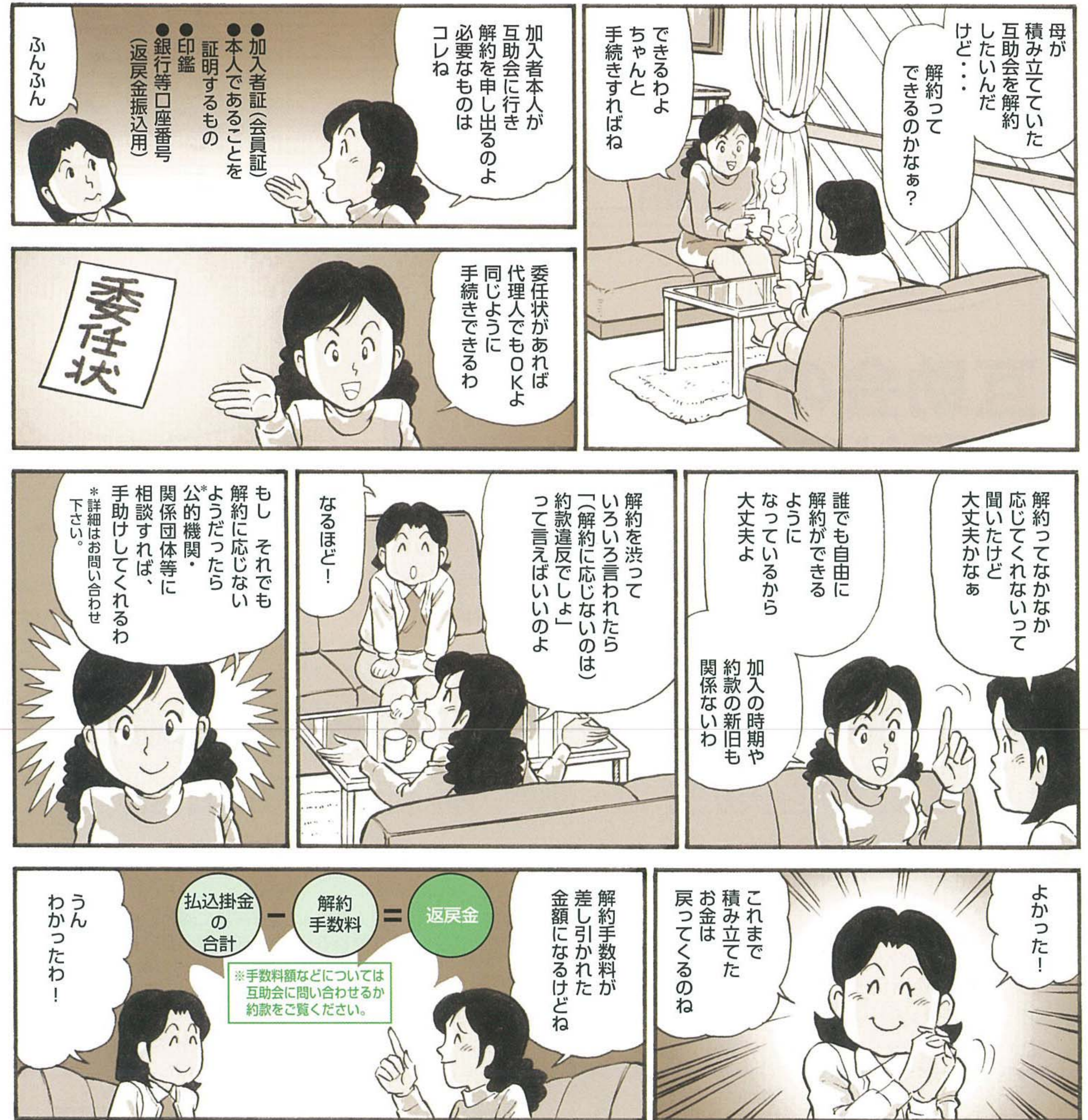


冠婚葬祭 互助会って解約できるの？



互助会が解約に応じないような時は、下記の①～⑥等をメモしておきましょう。

- ① 当該互助会名
- ② 応対した互助会社員名
- ③ 解約申し出をした日時
- ④ 解約に応じられないとする理由
- ⑤ 加入者氏名
- ⑥ 加入者証番号

*公的機関・関係団体等に相談する際に必要な情報です。

解約って、
できるんですか？

もちろんです、
できます

互助会の解約でお困りの方へ

「解約は手続きが面倒で、難しそう」
「解約したいけど、どうしていいのかわからない」
そんな、疑問にお答えします。

互助会
チェック
ポイント

解約の手順

入会の互助会に 解約を申し出る。

加入者本人が解約の手続きをする場合

- ① 加入者証(会員証)
- ② 本人であることを証明するもの
- ③ 印鑑
- ④ 銀行等口座番号(返戻金振込み用)

ご用意
するもの

払い込みされた掛金の合計額から、所定の解約手数料を差し引いた金額。
解約手数料は、ご加入時の契約に基づいて計算されます。(手数料の額は「解約払戻金表」により、計算根拠を必ず確認しましょう)

返金の額

昭和59年2月から平成13年3月までは、60日以内の返金が義務づけられていましたが、平成13年4月以降の契約については、解約申請書類を互助会側が受理してから、45日以内の返金が義務づけられ、それ以前の契約についても割賦販売法の目的・趣旨により、出来る限り現行の基準に基づいて解約対応することになっています。

返金の
時期

加入者以外の方(代理人)が解約の手続きをする場合

加入者本人から「解約に関わる一切の権限を委ねる」旨の委任状が必要です。それ以外は、「本人の解約の場合」と同じです。ただし、互助会から加入者本人に「解約の意志」を確認することがあります。

基本的に「本人解約の場合」と同じ。「返金先」は原則として加入者本人に直接返金されます。

「本人契約の場合」と同じ。

※互助会が解約返戻に際し、無過失たる証明のために必要な印鑑証明を求められることがあります。